

＜エジプト法務情報＞

エジプトにおける事業形態の概要比較

2012年3月

独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）カイロ事務所が現地情報提供・協力先のベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所／東京青山・青木・狛法律事務所（外国法共同事業）外国法事務弁護士 伊藤(荒井)三奈氏に作成委託し、2012年3月29日現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは筆者およびジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありませんことを予めお断りします。

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先：

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）
進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課
E-mail：OBA@jetro.go.jp

ジェトロ・カイロ事務所
E-mail：CAR@jetro.go.jp

JETRO

エジプトにおける事業形態の概要比較

	株式会社	有限責任会社	支店	駐在員事務所
根拠法律	Companies Law 159 of 1981 または Investment Incentives and Guarantees Law 8 of 1997	Companies Law 159 of 1981 または Investment Incentives and Guarantees Law 8 of 1997	Companies Law 159 of 1981	Companies Law 159 of 1981 または Commercial Agency Law 120 of 1982
法的地位	営利法人	営利法人	外国法人の一部	外国法人の一部
法人（所得に対する）税率	20%	20%	20%	N.A.
従業員の納税義務	外国人従業員、エジプト人従業員ともにエジプトで所得税を課税される。	外国人従業員、エジプト人従業員ともにエジプトで所得税を課税される。	外国人従業員、エジプト人従業員ともにエジプトで所得税を課税される。	外国人従業員、エジプト人従業員ともにエジプトで所得税を課税される。
出資者数	3人以上	2人以上 50人以下	N.A.	N.A.
出資者数の国籍等に係る制限	なし	なし	なし	なし
最低資本金	250,000 エジプトポンド。 ただし、上場会社の場合は 500,000 エジプトポンド	なし。 ただし、円滑な設立のためには 1,000 エジプトポンド以上 であることが望ましい。	なし。 ただし、設立時に 5,000 エジ プトポンドの送金が必要	なし。 ただし、設立時に 5,000 エジ プトポンドの送金が必要

必要機関	株主総会、取締役会（3人以上、外国人可）、監査役（エジプト人1人以上）	業務執行者（エジプト人1人以上）、監査役（エジプト人1人以上）。持分権者10人以上の場合は監督委員会の設置（持分権者から3人以上）	業務執行者（外国人可）、監査役（エジプト人1人以上）	業務執行者（外国人可）
現地人の雇用義務・賃金義務	外国人従業員の比率は10%以下でなければならない。外国人従業員に対する賃金は総賃金の20%以下でなければならない。ただし、いずれの要件についても、取締役は外国人従業員に含めない。	外国人従業員の比率は10%以下でなければならない。外国人従業員に対する賃金は総賃金の20%以下でなければならない。ただし、いずれの要件についても、業務執行者は外国人従業員に含めない。	外国人従業員の比率は10%以下でなければならない。外国人従業員に対する賃金は総賃金の20%以下でなければならない。ただし、いずれの要件についても、業務執行者は外国人従業員に含めない。	なし
社会保険料	エジプト人従業員については会社が保険料を分担する。（外国人従業員については、分担なし。）	エジプト人従業員については会社が保険料を分担する。（外国人従業員については、分担なし。）	エジプト人従業員については会社が保険料を分担する。（外国人従業員については、分担なし。）	エジプト人従業員については会社が保険料を分担する。（外国人従業員については、分担なし。）
従業員への利益配分	配当可能利益の10%以上を賞与として配分。ただし、年間の給与総額を上限とする。	資本が250,000エジプトポンドに達した場合には、配当可能利益の10%以上を賞与として配分。ただし、年間の給与総額を上限とする。	純利益の10%以上を分配。ただし、年間の給与総額を上限とする。	N.A.

会計帳簿	記録、保存し、毎年監査を受ける必要がある。	記録、保存し、毎年監査を受ける必要がある。	記録、保存し、毎年監査を受ける必要がある。	不要。
届出関連	投資フリーゾーン庁企業局に対して、年次提出書類として、財務諸表（貸借対照表、損益計算書および監査報告書）、取締役情報（氏名、役職および国籍）、人事に関する事項、エジプト人従業員に支払った賃金、利益の詳細および利益のうち従業員に支払われた額の占める割合を提出。	投資フリーゾーン庁企業局に対して、年次提出書類として、財務諸表（貸借対照表、損益計算書および監査報告書）、業務執行者情報（氏名および国籍）、人事に関する事項、エジプト人従業員に支払った賃金、利益の詳細および利益のうち従業員に支払われた額の占める割合を提出。	投資フリーゾーン庁企業局に対して、年次提出書類として監査済み財務諸表（貸借対照表および損益計算書）、業務執行者情報（氏名および国籍）、人事に関する事項、エジプト人従業員に支払った賃金、利益の詳細および利益のうち従業員に支払われた額の占める割合を提出。	投資フリーゾーン庁企業局に対して、年次提出書類として、駐在員事務所の活動状況および従業員情報（氏名、役職、国籍、給与、エジプト人従業員への給与支給額）を提出。
持株等の発行	株主総会決議または取締役会決議により可	臨時総会決議により可	N.A.	N.A.
持分の譲渡	任意。ただし、設立時発行株式および現物出資の対価として発行された株式は、2会計年度の財務諸表が作成されるまでの間、不可。	他の持分権者に対して引受けを申出た後でなければ譲渡できない。	N.A.	N.A.
法定準備金の積立義務	あり	あり	N.A.	N.A.

設立に係る 許認可の有無	なし。ただし、業種によって 管轄官庁の許認可が必要な 場合がある。	なし。ただし、業種によって 管轄官庁の許認可が必要な 場合がある。	あり	なし
許認可機関	業種による。	業種による。	投資・フリーゾーン庁および 管轄省庁	なし
許認可の期間	業種による。	業種による。	5年間	N.A.
商業登録の 必要性	必要	必要	必要	Companies Law No. 159 of 1981 による登記が必要。当 局により自社製品に関する サービス施設の設置を求め られる場合、Commercial Agencies Law No. 120 of 1982 に基づく登記が必要。
活動の制限	法人の目的の範囲内	法人の目的の範囲内	エジプトの企業との間の契 約に基づく業務の範囲内	市場調査または製品の実現 可能性調査に限られる。
利益送金等の 制限	なし	なし	なし	なし

※ 法令等の改正や実務上の取扱いの変更等により、記載内容は随時変更されることがあります。

(現地情報提供・協力：ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所／東京青山・青木・狛法律事務所 (外国法共同事業)
外国法事務弁護士 伊藤(荒井)三奈)